

論 文

ノーマライゼーションの観点からの「社会福祉法人ファミーユ高知」 事業の考察

Study on the Practices of "Social Welfare Corporation Famille Kochi" from the Perspective of
Normalization.

是永かな子 (高知大学教育学部・高知発達障害研究プロジェクト・高知ギルバーク発達神経精神医学センター)¹

上田真弓 (高知ハビリテーリングセンター)²

KORENAGA Kanako¹, UETA Mayumi²

*1, Faculty of Education, Kochi University · The Research Project on Kochi Developmental Disabilities · Kochi
Gillberg Neuropsychiatry Centre*

2, Kochi Habilitating Center

ABSTRACT

In this paper, we analyzed the practices of "Social Welfare Corporation Famille Kochi" from the perspective of normalization. The results were followings. We could find various supports for the normal rhythm of a day, a routine of life, a year, a opportunityies to undergo normal developmental experiences of life cycle, and the choices, wishes, and desires of the person with handicapps and the standards of physical facilities. But about the applying normal economic standard and living in a bisexual world were still challenging theme.

1. 研究の目的

社会福祉法人ファミユ高知は2004年10月に設立された。その後2008年4月1日より高知県立身体障害者リハビリテーションセンターを運営移管され、「高知ハビリテーリングセンター」として開設した。他にも「障害者福祉サービスセンターウェブ」を開設、運営している。

「高知ハビリテーリングセンター」の名前の由来は、スウェーデンの「ハビリテーリング」である。病気や事故などの後遺症の残る障害者のために、社会復帰や日常生活の再生訓練をする意味で「Re」の再生、復帰という接頭語をつけて「リハビリテーション (Rehabilitation)」という医学用語になった。しかし、スウェーデンにおいては先天障害に対して、回復や復帰を意味するのは不適切と言われて「Re」を省き「ハビリ」を使っている。スウェーデン語ではハビリテーションがハビリテーリングとなる¹。よって、社会復帰や地域移行のためのトレーニングの場は、「Re」ではなく、障害の特性は違っても「自分らしさの追及の場」と考え、「高知ハビリテーリングセンター」とされている²。

本論文は、「社会福祉法人ファミユ高知」事業に着目し、「ハビリテーリングセンター」のある北欧のノーマライゼーションの観点から考察することを目的とする。

2. 研究の方法

2014年度社会福祉法人ファミユ高知の事業報告書³および関連資料、高知ハビリテーリングセンターのHP⁴、障害者福祉サービスセンターウェブのHP⁵をもとに考察する。社会福祉法人ファミユ高知は、大きく高知ハビリテーリングセンターと障害者福祉サービスセンターウェブからなる。高知ハビリテーリングセンターは障害者支援施設、就労支援事業所、はるのハビリホーム、放課後等デイサービス、特定・一般・障害児相談支援事業所、高次脳機能障害支援拠点から構成される。障害者福祉サービスセンターウェブは就労継続支援B型事業所としての障害者福祉サービスセンターウェブとグループホームポルト、特定相談支援事業所から構成される。それぞれの事業と機能について、順に検討する。

3. ノーマライゼーションについて

ノーマライゼーションは、一九五〇年代にデンマークのバンク＝ミケルセン (Neils Erik Bank-Mikkelsen、一九一九年～一九九〇年) が提唱し、デンマークの「一九五九年法」において世界で初めて法律で用いられた⁶。その後スウェーデンのニリエ (Bengt Nirje、一九二四年～二〇〇六年) がより具体化し⁷、グリユネバルド (Karl Grunewald、一九二一年～) らによって知的障害児者福祉施策として展開した⁸。ニリエは、ノーマライゼーションを「生活環境や彼らの地域生活が可能な限り通常のものに近い、あるいは、全く同じようになるように、生活様式や日常生活の状態を、すべての知的障害やほかの障害をもっている人々に適した形で、正しく適用すること」と定義している。その後、ノーマライゼーションは障害者を「ノーマル」な行動をするよう変革する、という誤解を解くために「ノーマライゼーションとは、人間をノーマルにすることではなく、知的障害者が可能な限り社会の人々と同等の個人的な多様性と選択性のある生活条件を得るために、必要な支援や可能性を与えられるべきという意味である」と再定義した⁹。よって、ノーマライゼーションでは個々の多様性や、選択性のある生活条件が重視される。

ニリエは障害児者が人間として発達していくために必要な以下の八つの構成要素を示した。一、一日のノーマルなリズム、二、一週間のノーマルなリズム、三、一年間のノーマルなリズム、四、ライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験、五、ノーマルな個人の尊厳と自己決定、六、その文化におけるノーマルな性的関係、七、その社会におけるノーマルな経済水準とそれを得る権利、八、ノーマルな環境形態と水準、である¹⁰。本論文では社会福祉法人ファミユ高知の事業をノーマライゼーション八つの構成要素の観点から考察する。

4. 結果と考察

4.1 高知ハビリテーリングセンターの事業

4.1.1 障害者支援施設の自立訓練¹¹

障害者支援施設の自立訓練は、機能訓練26名、生活訓練8名の定員である。自立した日常生活又社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために

必要な訓練を行うための事業である。利用期間は身体障害者は、1,5年間、知的障害者と精神障害者は2年間である。

自立訓練の特徴は、病院退院後の利用者には、継続した社会復帰に向けたアプローチを行い、特別支援学校卒業生には、学校ではできなかった社会体験や見識を深めるよう専攻科機能を果たすことである。

2014年度の新規機能訓練利用者24名(身体障害1,5年間の疾患もしくは障害種別について、脳血管障害による利用者が13名と新規利用者の約半数を占めており、その13名のうち高次脳機能障害の診断がある利用者は10名であった。他には脳性麻痺3名、頭部外傷3名、視力障害+歩行障害+精神障害1名、後縦靭帯骨化症1名、筋ジストロフィー1名、水頭症1名、脊髄損傷1名であった。

2014年度の新規生活訓練利用者9名(精神障害、知的障害2年間)の障害種別について、高次脳機能障害6名、発達障害1名、精神障害1名、知的障害1名であり、高次脳機能障害6名の疾患名は脳血管障害3名、脳腫瘍2名、脳炎1名である。新規生活訓練利用者は若年の知的障害者と中高年の高次脳機能障害者の構成になっている。そのため、個別性重視の訓練プログラムや工夫がより必要となる。

機能訓練修了者22名、生活訓練修了者8名の活動先は、B型は12名と就労移行が7名(2つは高知ハビリテーションセンターの事業所)、他事業所は4名、在宅6名、病院1名であるなど、障害福祉サービスへの利用変更が多く、介護保険サービスの利用となる人は約1割であった。

特別支援学校からの実習生6名も表1のように受け入れており、1名は高知ハビリテーションセンター利用にもつながった。

表1 特別支援学校高等部実習生

性別・学年	学校名・期間
男性・2年生	若草養護学校 6月2日～6月6日、5日間
男性・2年生	若草養護学校 6月9日～6月10日、2日間
男性・3年生	若草養護学校 10月20日～10月22日、3日間
女性・3年生	若草養護学校 11月17日～11月21日、

	5日間
女性・2年生	日高養護学校 10月14日～10月24日、9日間(卒業後高知ハビリテーションセンター利用)
女性・3年生	私立養護学校 6月24日～27日、3日間

訓練内容としては、PT、OT、パソコン、趣味・健康、コミュニケーション、医務、栄養、生活の時間、体力トレーニング、グループ訓練、自習などがある。PTは最大限の機能能力向上を図り、動作方法の検討や指導、車いす・補装具などの利用、環境調整を行い、自身の残存能力を最大限に発揮できるスキルを獲得する。退所後の生活に向けて、能力の維持向上、体調管理などの自己メンテナンスが行えることを目的としている。具体的には以下のような内容がある。歩行、階段昇降訓練、筋力強化訓練、バランス訓練、応用動作訓練、関節可動域訓練、ストレッチ、物理療法、障害者スポーツ模擬的訓練、自主トレ指導、課題指導、機能能力評価、動作チェック、ADL評価、環境調整、車いす等物品修理、管理、装具・車いす物品修理、作製、申請、である。

OTは、主に高次脳機能障害や手指巧緻性、更衣やトイレの模擬的な訓練、家事動作等の生活関連動作を中心に訓練を行い、生活に必要な自己管理能力の向上、日常生活関連動作の向上、センターでの生活や在宅や転帰先の施設に行ってからでも趣味的な活動継続を図る。具体的には以下である。高次脳機能訓練、手指巧緻性訓練、応用歩行訓練、調理動作訓練、家事動作訓練、和室内動作訓練、日常生活動作訓練、アクティビティ、復職向けの作業活動、自助具作製、である。

パソコンでは、パソコンの基本操作から就労に向けてのビジネスソフト操作、また趣味や余暇等生活場面での使用を目的としたパソコン技術の獲得を目指している。具体的には、基本操作として、電源入切からマウス操作、入力練習を実施。ビジネスソフトとしては、Word・Excel・インターネット操作の習得。また希望に応じて資格取得や応用ソフトでの練習を実施する。

趣味・健康としては、生活習慣病の予防や身体組成の改善、呼吸循環機能をはじめとする身体諸機能の維持向上の

ため行う。個人の目標を作り、取り組みの中で利用者自身の健康意識を高め、生活機能の低下防止、維持増進を図る。例えばそれらは、自己ストレッチ、エアロビクス、筋トレ、レクリエーションスポーツ、エクササイズ（ジムニックボール・ストレッチポール等使用）、体力測定、アロマセラピー、周辺散策、屋外歩行、Wii などである。

コミュニケーションとしては、失語症利用者に対して、テキスト形式やグループワークを通して、コミュニケーションスキルの向上を図る。具体的には、テキスト課題、書字、計算、意思伝達代償手段訓練、聞き取りと記載、ジェスチャーでの表現、発声練習、音読、グループ訓練である。

医務では、看護師が健康面への指導を行い、体調の自己管理やセルフケア等が自身で行えるように働きかける。具体的には、自身の病状、内服薬説明、血圧等バイタルチェック（自己管理へつなげる）、身体測定（体重管理等含）、セルフケアチェック、である。

栄養としては、栄養士が施設内の食事摂取や栄養管理、食事形態の検討だけでなく、転帰先に合わせての栄養やカロリーについての助言、実際に調理を行いながらメニューや献立を立てる練習などを行い、健康管理能力向上に働きかけた。具体的には、栄養指導、メニュー、献立作り、調理指導、買い物や外食での注意点等の指導、健康管理、食形態の管理、である。

生活の時間では、生活の場である寮にて掃除や自室の整理整頓、物品管理、ゴミ出し、生活リズムの獲得等の自己管理能力の能力向上を図る。よって、自室掃除、整理整頓、洗濯、更衣、入浴訓練、移動スーパー利用、間食や飲水チェック及び指導、排泄訓練、時間管理能力、生活リズムチェック及び指導・管理、を行う。

体力トレーニングでは、隣接する障害者スポーツセンター職員より指導を受け、スポーツを通して、自身で体力や活動性の向上を図る。具体的にはストレッチ（ジムニックボール等）、障害者スポーツ（ボッチャ・ペタンク・バドミントン・ビームライフル・バランスボールサッカー・フライングディスク等）、である。

グループ訓練は、各利用者を転帰先別にグループに分け、そのグループでの訓練を通して、それぞれの目標達成へ向けて支援を行う。

自習では、自分自身で決められた時間をどのように生活するのか選択し、自分で決めた内容に沿って時間を過ごすのである。

以上の取り組みについて考察すると、一日のノーマルなリズムのための生活の時間、また一週間のノーマルなリズムにもつながる趣味・健康、ライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験のための専攻科機能、ノーマルな個人の尊厳と自己決定のための自習、栄養、ノーマルな環境形態と水準としての修了者に対してセンター内の有機的な連携などが挙げられよう。また、個別性重視の訓練プログラムや工夫が求められるなど、個々の多様性や、選択性のある生活条件が重視されている。

4. 1. 2 障害者支援施設の生活介護¹²

障害者支援施設は自立訓練として、生活介護6名の定員である。常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作活動または生産活動の機会を提供する。生活介護の特徴は、自立訓練終了後、次施設入所までの待機である。また、B型利用者でレベルダウンにより、ハビリホームから利用変更され、方向性の検討をしていく点である。

生活介護事業は、次施設待機者やショートステイ中の日中活動の場として2010年7月1日に開始し、能力低下がおこらぬよう運動を取り入れることで活動性の維持を保ちながら、趣味活動を行っている。

活動内容としては、以下である。身なりを整えることを怠らない習慣をつけていく（更衣、ひげそり等）の「整容」、体力維持や能力低下を防ぐために適度に身体を動かす。立位訓練、車椅子駆動、ハビリ体操等の「運動」、スポーツセンター指導員による「体力トレーニング」、頭の体操や認知症予防のために座学として行う、計算、書字、ぬり絵等の「学習」、手指の動きが衰えないように楽しみも兼ねて行う「手芸」、視覚的刺激や敏捷性等も鍛えられ楽しみながら頭脳の活性化を図る、DS、トランプ等の「ゲーム」、季節感を味わう場所への外出訓練を行う「ドライブ（散歩）」、楽しみの時間としての「DVD鑑賞」、B型の生産活動科目の中から活動可能な生産活動の実施としての「生産活動」、である。

以上の取り組みについて考察すると、一日のノーマルなリズムのための活動が多く、他には一年間のノーマルなリズムのための季節感を味わう場所への外出訓練がある。全体としてはライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験のための自立訓練終了後もしくはハビリホームからの移行支援と言えよう。

4. 1. 3 障害者支援施設の施設入所¹³

障害者支援施設の施設入所は 40 名の定員である。施設に入所する人に障害者施設で夜間や休日、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。施設入所の特徴は、日中でも何らかの介助を要する人が多く、休憩時には自室に戻る点である。現在では待機者が出る状況で、ベッドコントロールと利用者の地域移行に向けた退所調整が重要となっている。

新規入所利用者 25 名の日中支援の内 17 名が機能訓練、8 名が生活訓練である。

新規利用者 25 名の施設入所前居所は、48%が病院、28%が在宅、24%が他施設である。他施設は、児童養護施設や特別支援学校寄宿舎、老人保健施設である。

新規利用者 25 名の疾患もしくは障害種別では、脳血管障害 14 名、精神障害 4 名、知的障害 3 名、視覚障害 1 名、両下肢不全まひ 1 名、脳性まひ 1 名、頭部外傷 1 名、と多様である。

退所者 22 名の復帰先は自宅 10 名、ハビリホーム 9 名、病院 1 名、障害者支援施設(身体)1 名、養護老人ホーム 1 名と 19 名の利用者は、地域移行ができています。

以上の取り組みについて考察すると、日々は一日のノーマルなリズム、一週間のノーマルなリズムの保障を行っており、将来的にはノーマルな環境形態と水準のための地域移行を推進していると言えよう。

4. 1. 4 障害者支援施設のショートステイ¹⁴

障害者支援施設のショートステイは 2 名の定員である。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含む施設で入浴、排泄、食事の介護などを行う。ショートステイの特徴は、全個室である設備が充実しており、在宅支援の要として機能している点である。定期使用も増えてい

るが、40 名の入所利用者を優先として、空床利用でのベッドを調整し、2 室はショートステイ用の部屋として確保している。ただし、施設入所が満床となっているため、空床利用による短期入所の受け入れがこれまでのように確保できなくなっている。

2014 年度の新規利用登録者 18 名の疾患もしくは障害種別は、知的障害 6 名、脳血管障害 4 名、精神障害 2 名、脳性まひ 2 名、視覚障害 1 名、二分脊椎 1 名、難病 1 名、頭部外傷 1 名、1 名と多様である。

年齢層は、10～19 歳 7 名、40～49 歳 4 名、50～59 歳 2 名、30～39 歳 2 名、20～29 歳 2 名、60～65 歳 1 名であり、放課後等デイサービススクール利用の中等部の障害児や遠方の高等部在学中で自動車免許取得のために週末利用をする等、利用目的の幅や年齢の幅が広がっている。また、これまでは介護保険第 2 号被保険者(40 歳以上 64 歳以下)は障害者支援施設での短期入所は利用できないとされていたが、本人が希望するならば利用可能であるという高知市の回答もあり、市町村の判断に相違があるため留意であるが、若年の第 2 号被保険者にとっては障害者支援施設での短期入所に関するニーズが高い。

以上の取り組みについて考察すると、自宅介護を離れて個室での自立生活を試みるために、ライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験、ノーマルな個人の尊厳と自己決定が保障されていると言えよう。

4. 1. 5 就労支援事業所の就労移行¹⁵

就労支援事業所の就労移行の定員は 10 名である。一般企業への就職を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。就労移行の特徴は、一般企業の受け入れ先を拡大しつつ、障害者雇用の啓発も兼ねた事業である点であり、就労後のフォロー、マッチングが重要となる。就労定着に向けた支援はエンドレスで行う。

就労移行支援事業は、車椅子利用者や高次脳機能障害の利用者が多く、就職は容易ではない。また、復職を目指す利用者への心理面のフォローや未就労の利用者に「働く」イメージを描けるよう訓練提供を行う利用者支援、企業側への障害特性の理解を促す能力やマッチング能力等、就労

移行支援員には多くのことが求められる。高知ハビリテリングセンター内に自立訓練があることで日常の生活リズムや社会生活力を高める訓練後の流れができやすいと思われたが、円滑な連携ができていないことが課題となっている。

就労移行は、2010年度度の開所時は利用定員10名でスタートし、2012年度4月16日の「アルベータ北本町」開所時には10名から20名へ、2013年度4月1日からは20名から12名へ、アルベータ北本町のサテライト事業をB型に変更する2014年6月1日には、12名から10名にした。また、職員配置が少ない部署であるため、職員の退職や異動が利用者と支援員との関係づくりに影響して十分な支援が行えてないことが課題である。

新規利用者10名の概要として、入所先ではハビリテリングセンターの自立訓練8名、自宅2名、障害種別では身体障害7名、高次脳機能障害を含む精神障害2名、知的障害1名、年齢別では40代4名、10代2名、20代2名、30代2名である。利用終了者10名の概要はB型4名、就労3名、在宅2名、機能訓練1名である。

訓練内容としては、施設内訓練と施設外訓練がある。施設内訓練は耐久性や巧緻性、集中力を身に付け、向上させる事を目的に様々な作業や基礎的の学力向上をめざした学習を実施する作業、履歴書の書き方や電話応対、名刺の渡し方等、社会人として必要となるマナーを身に付けるとともに模擬面接を実施し、就職活動に必要な技能の習得および金銭管理を行う為のお小遣い帳の導入や一人暮らしをしていく為に必要な生活経費等について学ぶ座学、実務能力として必要不可欠な入力スピード・正確性の習得を中心にWord・Excelを使用した実務課題やMOS検定合格に向けての模擬試験の実施。毎月の移行通信の作成を行うパソコン、関係機関から就労についての話を聞く講演会、四国管財の協力による実習前訓練として清掃業務を行う施設内実習、がある。

施設外訓練としては、具体的な就労イメージを付けるとともに、適応職種・職場を見つける事を目的に実施。主な実習先：接客業、製造業、介護業、清掃業、調理補助等の職場実習、職場見学やハローワーク訪問等、就職活動に繋げる外出訓練、職場体験などがある。

以上の取り組みについて考察すると、就労というライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験、その際にはノーマルな個人の尊厳と自己決定を考慮する必要がある。ゆえに「働く」イメージを描くための支援が提供される。就労は、その社会におけるノーマルな経済水準とそれを得る権利、ノーマルな環境形態と水準につながるため、困難ではあるが重要な支援であろう。

4. 1. 6 就労支援事業所の就労継続B型¹⁶

就労支援事業所の就労継続B型の定員は50名である。一般企業への就職が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。就労継続B型の特徴は、身体障害者が多い為、屋内作業所についてはバリアフリーであること、市街地にアルベータ北本町というサテライトがあること、生活活動内容が幅広いことなどである。

就労継続支援B型事業は、利用者個々の障害特性に見合った作業の工夫や作業工程の改善をしつつ、能力に応じた技能の習得を支援すると共に、福祉的就労として工賃を支給し自立意識の高揚と社会復帰意欲の増進を図る。特に、高知ハビリテリングセンターのB型は生産活動科目が多岐にわたり、バリアフリーであることから登録者数は増加傾向にある。また2014年度6月よりアルベータ北本町を就労移行支援事業からB型サテライト事業へ移行して、利用者定員を48名から50名に変更した。

新規利用者28名の疾患もしくは障害種別は脳血管障害15名、知的障害6名、精神障害2名、頭部外傷2名、下肢切断1名、脊髄損傷・変形1名、アルコール依存症1名など、多様である。アルベータ北本町利用者の概要は疾患名もしくは障害種別は脳血管障害9名、自閉症1名である。利用者の年齢層は40～49歳5名、50～59歳3名、60～65歳1名、20～29歳1名である。

アルベータ北本町は、送迎はないため自力通所ができる人が利用者である。利用者の疾患名もしくは障害種別は自閉症1名と脳血管障害が9名である。脳血管障害が9名の中で高次脳機能障害の診断がある利用者は7名である。支援員は1名配置で対応している。

表2 特別支援学校実習生

性別・学年	学校名・期間
女性・高等部3年生	日高養護学校・5/19～5/30 クリーニング科、パン工房科、農芸科、軽作業
女性・高等部2年生	若草養護学校・6/2～6/6 農芸科・印刷科・軽作業
男性・高等部3年生	市立養護学校・6/2～6/13 クリーニング科
男性・高等部2年生	市立養護学校・6/16～6/20 農芸科・印刷科
男性・高等部3年生	市立養護学校・9/8～9/19 クリーニング科・農芸科(卒業後高知ハビリテリングセンター利用)
女性・中学部2年生	県立聾学校・10/8～10/10 クリーニング科・農芸科・パン工房科
男性・高等部3年生	県立山田養護学校・10/20～10/24 パン工房科・クリーニング科・農芸科
男性・高等部2年生	県立高知若草養護学校・10/20～10/23 軽作業・農芸科・印刷科・クリーニング科
男性・高等部1年生	県立日高養護学校みかづき分校・10/20～10/31 農芸科・パン工房科・クリーニング科
男性・高等部2年生	県立若草養護学校・11/17～21 クリーニング科・印刷科・軽作業・農芸科

生産活動の内容は畑作業（土作り、草むしり、種まき、野菜の洗い、出荷準備、配達）の「農芸科」、封筒印刷、名刺、広報誌、ハガキ、処方箋等の印刷仕上げまでの作業工程の中で制作部は入力、データ作業、画像補正、校正を行い、仕上げは紙折り、検品の印刷科、脂取り紙の加工作業を行う。他にもDM袋入れ作業、封筒三つ折り作業、箱製作(手織り)、テッシュ袋詰め、のしシール貼りの「軽作業科」、病院スタッフユニフォーム洗濯、シーツ類洗濯、利用者私物洗濯の「クリーニング科」、パンの製造、販売の「パン工房科」、洗車、軽作業、パン販売、駐車場管理の「アルバーテ北本町」がある。

作業工賃は、最低時給は100円からのスタートであり、定期外来通院日以外に欠席がなければ皆勤手当として1ヶ月当たり1,000円を支払っている。高知県が掲げている

目標工賃は、1人平均月37,000円であるが、2014年度の高知ハビリテリングセンターが県に提出した実績等報告書の平均工賃は、16,082円であった。工賃向上するよう支援員の作業確保等の努力が必要である。

以上の取り組みについて考察すると、一般企業への就職が困難な人に働く場を提供するというライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験、多様な選択肢によるノーマルな個人の尊厳と自己決定を保障している。ただし福祉的就労ゆえにその社会におけるノーマルな経済水準とそれを得る権利は常に改善の方策が求められる。

4. 1. 6 グループホームとしてのはるのハビリホーム¹⁷

グループホームとしてのはるのハビリホームの定員は36名である。夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の介護などを行う。はるのハビリホームの特徴は、利用者には日中のサービス（移行もしくはB型）に週のうち3日行ける状態であること、緊急コールを設置していないため、全介助レベルは受け入れは困難であり、更なる地域移行が可能な人には地域移行支援を行うことを求める点である。また65歳までの入居であることも特徴である。

平成26年度4月1日より共同生活介護(CH)事業は、共同生活援助(GH)に統合された。「はるのハビリホーム」は、1ユニット6名定員で6ユニット、3タイプの部屋があり、利用者の求める生活スタイルにより近い部屋を選び、更なる地域移行を目指した訓練的要素を持つ住まいの場である。また、入居の年齢制限を65歳としており、新規利用者也受け入れができるような通過型の共同生活援助(GH)である。

新規入居者12名の疾患もしくは障害種別では脳血管障害9名、知的障害2名、脊髄損傷1名である。退居者5名の復帰先の内訳は自宅及びアパート3名、高齢者施設2名である。はるのハビリホーム入居の利用者は、介護度が低く特別養護老人ホームへの対象とはならない為、次施設としては養護老人ホームや有料老人ホームである。

以上の取り組みについて考察すると、日々は一日のノーマルなリズムや一週間のノーマルなリズムを保障する。3タイプの部屋によってノーマルな個人の尊厳と自己決定が促されるであろう。将来的には訓練的要素を持つ住まい

としてノーマルな環境形態と水準としての地域移行を目指している。

4. 1. 7 放課後等デイサービス「キュール」¹⁸

放課後等デイサービス「キュール」の定員は10名である。学齢期の障害児に放課後や長期休暇中の居場所を提供し、障害児の自立を促進する支援の充実を図ることを目的にしている。放課後等デイサービスの特徴は、送迎を実施していること、隣接しているスポーツセンターの利用ができること、学校、保護者との連携、保護者支援ができることが挙げられる。

放課後等デイサービスは2013年度開始された新たな事業である。職員は他事業所との情報交換や研修に参加し、利用児たちは他事業所との合同運動会を行う等の交流も行っている。新規登録利用児は男子8名、女子10名の計18名であり、障害種別は、発達障害5名、発達障害+知的障害4名、知的障害3名、肢体不自由3名、重症心身障害2名、高次脳機能障害+知的障害+精神障害1名であった。高等部卒業および他事業所からのみの利用となった2名が利用を終了した。

支援プログラムは「室内遊び」、「室内レク」、「野外活動」の他、「ドライブ」、おやつ作りの「長期休業のイベント」、宿題、課題プリントの「学習支援」、トランポリン、ロッキングクライミング、運動会、プールを行う「スポーツセンター」、「そのほかの施設利用」としては、ボーリング、カラオケもあった。具体的に「室内遊び」は積み木、プラレール、ゲーム(Wii)、テレビ鑑賞、音楽遊び、絵本(読み聞かせ)、わらべうた遊び、そして講師を委託しての音楽療法が月2回ある。「室内レク」としては、風船バレー、背文字当て遊び、トランプ、バランスボールがあり、「野外活動」としては、散歩、サッカー、長縄遊び、マラソン、リレー遊び、野球、ドッジボール、キャッチボール、鬼ごっこ、相撲、かくれんぼ、室内ドッジボールがある。

以上の取り組みについて考察すると、放課後活動の保障という一日のノーマルなリズム、長期休業中の居場所とイベントという一年間のノーマルなリズム、子どもだけで過ごす場と言うライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験、多様な活動の提供というノーマルな個人の尊厳と自

己決定が行われると言えよう。また障害者のための「高知ハビリテーリングセンター」に子どもが活動する場が設けられたことは他の利用者にとってノーマルな環境形態の保障にも寄与していると考えられる。

4. 1. 8 特定・一般・障害児相談支援事業所¹⁹

「特定相談支援事業」と「障害児相談支援事業」は、障害児者の自立した生活を支え、障害児者の抱える問題解決や適切なサービスの利用に向けてケアマネジメントをよりきめ細かく行う。「一般相談支援事業」は施設や病院に入院していた障害者が地域移行するにあたり住居の確保と新生活の準備等の支援を行う。特定・一般・障害児相談支援事業所の特徴は、高知ハビリテーリングセンターの事業を利用している利用者のマネジメントができ、サービス管理責任者との連携がスムーズになること、高知ハビリテーリングセンターの利用を希望する障害者に対して支給決定の参考となる書類を市町村窓口に提出していくことで、利用開始までの流れがスムーズになることである。

特定相談支援事業の契約者の受給者発行元の市町村は、高知市が主であるものの県内外19市町村にわたる。特定相談支援事業所利用状況は、2014年度3月現在、高知ハビリテーリングセンター利用者330名のうち6名のみが未作成であるが、2015年度の受給者証の更新時期に支援開始予定である。

一般相談支援事業では、適時に利用開始をしていくことが必要である。地域定着支援の緊急時のマニュアル作成を早急に完成させていくことも課題としている。

障害児相談支援事業では、利用計画書が周知されていないのか2014年度になっても依頼件数が少なく、積極的に広報を行ったものの2014年度中の計画相談依頼は21件のみであった。

以上の取り組みについて考察すると、ライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験やノーマルな個人の尊厳と自己決定、ノーマルな環境形態と水準保障のためにケアマネジメントや地域移行支援を行っていると言えよう。

4. 1. 9 高次脳機能障害支援拠点²⁰

県からの委託事業である支援拠点は「高次脳機能障害相

談支援センター」として、高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援、関係機関への社会資源の情報提供を行っている。高次脳機能障害に対する正しい理解を促進するための研修会の開催や普及啓発等も主な業務である。特徴は、他県においては医療機関が支援拠点を担っているが、高知県は社会福祉法人への委託である点である。

2014年度は、新規事業として脳外傷リハビリテーション講習会、計10回の家族教室を開催し、多くの専門職や家族に新たな研修の機会を提供した。また、前年度に引き続き、県障害保健福祉課と協同し、5圏域と高知市の6会場において各保健所や高次脳機能障害支援委員の協力も得つつ、地域研修会を開催した。

高次脳機能障害者支援の充実に向けては、必要な社会資源を作るため、支援の実践現場の専門職や行政とパートナーシップを進めていくことを積み重ねていくことが重要である。高知ハビリテリングセンターにおいても年に二回の職員研修会を継続し、2014年度には高知ハビリテリングセンター内の委員会活動の中に「高次脳機能障害支援委員会」を設置した。

面接、電話、訪問、カンファレンスの相談業務は述べ計109件。上記のべ相談件数の内、コーディネーターが情報提供や医療機関への紹介等支援を行った件数は計54件。上記の件数の内、新規相談件数は48件であった。

以上の取り組みについて考察すると、高次脳機能障害支援拠点として、個別性や多様性を念頭に、ライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験やノーマルな個人の尊厳と自己決定、ノーマルな環境形態と水準のための理解・啓発活動、本人・家族支援を行っていると言えよう。

4.2 障害者福祉サービスセンターウェブの事業

4.2.1 障害者福祉サービスセンターウェブの就労継続支援B型事業所²¹

障害者福祉サービスセンターウェブの就労継続B型は定員40名である。一般企業等での就職が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。障害者福祉サービスセンターウェブの就労継続B型の特徴は高知市道路清掃や公園清掃を受託して工賃に反映していること、軽作業科の作業が多種あるこ

と、市街地にあつて立地条件が良く、交通の便が良いことが挙げられる。

登録者の障害種別では精神障害が53名（74%）、知的障害が14名（19%）、身体障害5名（7%）である。2014年度の新規契約利用者は15名と昨年とほぼ同じ人数で、障害の内訳は精神障害が10名、知的障害が5名、身体障害が0名、15名中10名が30歳代未満の若い年齢層であった。登録全体及び新規利用者状況からみても、若年層の精神障害者が多い。性別では男性36名（50%）、女性36名（50%）で、昨年より女性が増えている。年齢別では30歳未満が最も多く15名、次いで30歳代・40歳代・50歳代が16名、60歳代9名である。昨年からの変化で10～20歳代と30歳代が増加しており就労経験の少ない若い利用者と、働き盛りの40～50歳代の年齢層が利用対象となっている。

利用頻度は、1週間に1回～5回とバラツキがあるのは病気や障害を持ちながら働くB型ゆえであろう。2013年度に比べると週1回しか来られない人が減り、週2回が増えている。職場定着をスムーズに行えるのは週2回以上が妥当と考え、利用にあたって週2回以上の利用を勧めている。

利用終了者は5名で、うち3名は20歳代男性2名と40歳代女性1名で一般就労を目指し就労移行支援事業所の利用へつながった。他2名は病状悪化で長期入院に至ったため終了とした。若年層は就労意欲が高く、就労時間増加や就労範囲拡大を求めるが、社会生活や職業生活の経験の乏しさ、精神症状や治療薬の副作用に起因する集中力や自発性の低下、認知機能低下による作業能力低下が自覚できず、症状悪化につながる傾向もある。2014年度に利用終了し就労移行へ繋がった利用者3名は、精神科デイケアからの紹介であり、さらに地域生活支援センターなどの相談支援窓口があったことが共通している。医療・福祉・就労が一体となった多職種チームにより、本人の興味やストレングスに応じて継続的・同伴的なサポートをすることが就労への意欲や能力の維持、課題を乗り越えての就労につながったと考察している。

作業種目は昨年度とほぼ同じである。「クリーニング科」は社会医療法人近森会のリニューアルにて手術件数・カテーテル検査件数の増加、職員増加に伴い作業量も増加した。

建物の1階では、「クリーニング」と、パン・グアテマラ手作り商品の「販売、喫茶活動」を行っている。2階では自社製品として売り出している「使い捨て食事介助用エプロン」を製作している。これはコンスタントにできる作業として中心的な種目で利用者の80%が携わっている。利用初期において持続力・集中力・手先の巧緻性・指示された内容の理解度を査定する種目にもなっている。

「軽作業」として内職的な作業と、ダイレクトメールの発送作業などがある。また「施設外就労」として公園清掃、道路清掃、パン販売に出かける。作業内容は利用者の意思決定を尊重しており、難しい内容であれば補助具の作成や作業環境面への配慮を行う。

利用者に対して働きやすい環境作りおよび支援サポートと一般企業と同じ品質が必要である求められることのバランス感覚が職員には必要である。

以上の取り組みについて考察すると、一日のノーマルなリズムのための就労、一週間のノーマルなリズムのための勤務調整、ライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験のための移行支援、ノーマルな個人の尊厳と自己決定のための作業内容における意思確認、その社会におけるノーマルな経済水準とそれを得る権利のための作業内容の工夫、ノーマルな環境形態と水準のための市街地での立地や施設外就労などが保障されていると言えよう。

4. 2. 2 障害者福祉サービスセンター特定相談支援事業所²²

2013年4月に開所した。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念に基づき、障害者が居宅において自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスの適切な利用等を行うことができるように、本人の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容、その他省令で定めた計画（サービス等利用計画）を作成する。また当該サービス等利用計画に基づく障害福祉サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等その他の者との連絡調整、その他便宜の提供を行っている。

特徴は、新規利用相談から利用開始までの流れがスム

ズになること、ウェブ利用者のマネジメントができ、サービス管理責任者との連携がスムーズになることである。

契約者数は2014年4月契約者62名が2015年3月には122名と2倍以上にも増加している。新規契約者やサービス変更による計画書作成件数は総数88件で月平均7件と作成件数も昨年に比べ約2倍となっている。計画作成後のモニタリングも月平均16件であった。

契約者の受給者発行元の市町村別は、高知市が73件、いの町が32件、佐川町3件、安芸市、南国市それぞれ2件、さらには県外では宮崎市が2件、あと高知県各市町村から1件ずつ依頼を受けて計14市町村、122件である。

障害別では精神障害が91名と全体の75%を占めており、知的障害が26名、身体障害が5名である。担当者所属別では、事業開始時は当事業所の就労支援事業所ウェブ・ポルト利用者の相談支援がほとんどであったが、今年度は49%が当事業所の福祉サービスを利用しない特定相談支援を担っている。支援会議件数は、月平均13件、訪問件数は月平均38件、契約件数に比例して増加している。

利用サービス別では、就労支援事業所B型利用が一番多く84件、続いてグループホーム利用が30件、短期入所6件、ヘルパー利用6件、就労A型5件、就労移行4件、施設入所・日中一時支援各4件、権利擁護3件である。昨年以上に多様なサービス資源を活用し社会生活を送る実態がみられる。

以上の取り組みについて考察すると、一日のノーマルなリズムや一週間のノーマルなリズムも含めて、ライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験のための相談支援事業や計画作成が行われていると考察できる。もちろん計画作成の際には、ノーマルな個人の尊厳と自己決定やノーマルな環境形態と水準が多様な利用者を考慮して行われているであろう。

4. 2. 3 共同生活援助としてのグループホームポルト²³

共同生活援助としてのグループホームポルトの定員は男性6名、女性6名の計12名である。夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の介護等を行う。知的障害者、精神障害者、身体障害者が「世話人等」の支援を受けながら、複数で共同生活する居住の場であり、2010年

に開設した。特徴は通過型のホームとし、自立生活に向けた訓練的支援を行っていること、精神障害者の受け入れが主で精神面のフォローが必要な利用者に対して、カウンセリングを行っていることである。

2014年度の稼働率は86%で、障害別にみると精神障害11名、身体障害1名である。利用者の年齢は20歳代から60歳代と幅が広く、平均は49歳であった。

見学者数は26名で、1ヶ月2名程度の見学を受けている。相談元は高知市内外の相談支援事業所や病院からであり、統合失調症や発達障害、うつなどの精神障害のある方が多く見学に来られた。知的障害者も見学に来られたが、親亡き後を安心して一生入れるグループホームを探しているといった意見もあり、通過型の支援を目指しているポルトではないと判断される場面も見られた。

体験利用は9名で、そのうち入所された方は4名であった。入所者の4名は、統合失調症の40歳代女性、50歳代男性の精神障害者2名、脳性マヒによる身体障害者手帳3級を有する60歳代の身体障害者1名、自閉と知的障害の40歳代の男性1名であった。紹介元は高知県精神保健福祉センター、相談支援事業所しゃくなげ、土佐病院、総合心療センターからであった。

退所者は2名で、退所先はアパート単身生活1名と実家1名であった。ポルトでの生活訓練を経て、1名はアパートでの一人暮らしが可能となり退所され、退所後は訪問看護サービスとウェブを利用しながら単身生活を送っている。もう1名はポルト入所中に触法処遇となり実家での生活となった。

以上の取り組みについて考察すると、日々は一日のノーマルなリズム、一週間のノーマルなリズムを保障する。ライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験やノーマルな環境形態と水準のための自立を促す通過型支援を提供する。

5. 総合考察

ウェブ理念は、ノーマライゼーションの基本的理念のもと、障害があっても何らかの社会資源を活用しながらその人らしく地域で自立して生活を維持し、働けるように支援することであり、具体的には「各々の多様性が尊重され、

個人の尊厳が守られていること」、「家族も含めて、社会保障や福祉サービスなどの必要な保障やサービスが受けられること」、「生産的な仕事（働きたい仕事）ができ、働きがいや働く喜びが得られること」、「一生懸命働いた対価として、正当な給料（工賃）がもらえること」、「質の高い教育や訓練を受ける機会があり、キャリアアップが目指せること」、「働くことを通して社会参加できること」と明示されている²⁴。

本稿では、社会福祉法人ファミーユ高知の事業をニリエの提起した八つの構成要素に基づいて考察した。その結果、一日のノーマルなリズム、一週間のノーマルなリズムのための事業が行われ、本稿では十分に検討できなかったが一年間のノーマルなリズムのための行事も取り組まれているようである²⁵。ライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験のための自立、そのためのノーマルな個人の尊厳と自己決定を支える多様な選択肢の提示、ノーマルな環境形態と水準のための移行支援にも尽力されていた。

ただし課題としては、その社会におけるノーマルな経済水準とそれを得る権利が依然十分ではないこと、その文化におけるノーマルな性的関係についての言及は見つけられなかったことが挙げられよう。課題は社会福祉法人ファミーユ高知の事業や組織のみに起因するものではないが、障害児者にとって社会の人々と同等の「ノーマル」な生活条件を得るために、ノーマライゼーションの観点で必要な支援や可能性を追求し続けることが重要であろう。

註・引用文献

¹ 河本佳子(2002)『スウェーデンののびのび教育』新評論。

² 上田真弓, わたしの仕事場～高知ハビリテーリングセンター～について,
http://homepage3.nifty.com/taiyochan/habili/habili_1.html (2015年11月29日参照)。

³ 社会福祉法人ファミーユ高知の事業報告書は以下に掲載されている。

http://www.chikamori.com/famille/famille_kouchi/information/ (2015年11月29日参照)。

⁴ 高知ハビリテーリングセンター

HP, <http://www.chikamori.com/famille/business/habili/> (2015年11月29日参照)。

⁵ 障害者福祉サービスセンターウェブ

HP, <http://www.chikamori.com/famille/business/wave/> (2015年11月29日参照)。

⁶ 花村春樹(1998)『「ノーマライゼーションの父」N・E・バンク・ミケルセン—その生涯と思想』ミネルヴァ書房。

⁷ ベンクト・ニリエ著, 河東田博, 橋本由紀子, 相田穂子(1998)『ノーマライゼーションの原理：普遍化と社会変革

を求めて』現代書館.

⁸ ジョーラン・グラニンガー, ジョン・ロビン著, 田代幹康, シシリア・ロボス訳著(2007)『スウェーデン・ノーマライゼーションへの道—知的障害者福祉とカール・グリユネバルド』現代書館.

⁹ ベンクト・ニリエ著河東田博, 橋本由紀子, 杉田穂子訳編(2000)『ノーマライゼーションの原理—普遍化と社会変革を求めて』現代書館

¹⁰ Nirje, B. (1969)The Normalization Principle and its Human Management Implications, In R. Kugel & W. Wolfensberger (Eds.):Changing patterns in residential services for the mentally retarded. President's Committee on Mental Retardation, Washington D. C., 1969.

¹¹ 社会福祉法人ファミーユ高知, 平成 26 年度事業報告書, pp. 13-19.

¹² 上述, pp. 20-21.

¹³ 前掲 11, pp. 22-23.

¹⁴ 前掲 11, pp. 24-25.

¹⁵ 前掲 11, pp. 26-29.

¹⁶ 前掲 11, pp. 30-36.

¹⁷ 前掲 11, pp. 37-38.

¹⁸ 前掲 11, pp. 39-40.

¹⁹ 前掲 11, pp. 41-42.

²⁰ 前掲 11, pp. 43-49.

²¹ 前掲 11, pp. 3-6, pp. 10-11.

²² 前掲 11, pp. 6-8.

²³ 前掲 11, pp. 8-9.

²⁴ 前掲 11, p. 2

²⁵ 前掲 11, pp. 50-54.